

規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

埼玉県教育委員会規則第十六号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の見出し及び六条を加える。

（週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第二条の二 条例第四条第一項ただし書の埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）で定める者は、次に掲げる学校職員とする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童を養育する学校職員

二 次に掲げる者であつて、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する学校職員

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）

ロ 父母

ハ 子

ニ 配偶者の父母

ホ 次に掲げる者であつて学校職員と同居しているもの

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 父母の配偶者
- (3) 配偶者の父母の配偶者
- (4) 子の配偶者
- (5) 配偶者の子

2 条例第四条第一項ただし書の規定により、同条第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員について、日曜日及び土曜日に加えて設ける週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）は、単位期間（第二条の七に規定する期間をいう。以下同じ。）をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあつては、単位期間。第二条の四第二項第一号において「区分期間」という。）ごとにつき一日を限度とし、校務の正常な運営を妨げな

いと認める場合に限り設けることができるものとする。

3 前項の規定により週休日を設けることは、条例第四条第三項の規定による勤務時間の割振りに併せて行うこととする。

第二条の三 条例第四条第三項の県教育委員会規則で定める学校職員は、適切な校務運営を確保するため、同項の規定を適用しないこととする必要があるとして教育委員会（条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）が定める学校職員とする。

第二条の四 条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 勤務時間は、一日につき六時間以上とすること。ただし、学校職員の休日（条例第十条第一項に規定する学校職員の休日をいう。以下同じ。）その他県教育委員会の定める日（以下この条において「休日等」という。）については、七時間四十五分（再任用短時間勤務職員（条例第三条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあつては、当該学校職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第四条第一項の規定による週休日（第二条の二第二項の規定による週休日を除く。）以外の日の日数で除して得た時間。次項第一号において同じ。）とすること。

二 月曜日から金曜日までの午前九時から午後三時四十五分までの時間のうち、休憩時間を除く時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る学校職員に共通する勤務時間とすること。

三 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

2 第二条の二第一項各号に掲げる学校職員については、条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 勤務時間は、一日につき四時間三十分以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とするものとし、区分期間（第二条の二第二項の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日（次号において「特例対象日」という。）については、四時間三十分未満とすることができるものとする。

二 月曜日から金曜日までの午前十時から午後三時十五分までの時間のうち、休憩時間を除く時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る学校職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を定めた学校職員の当該特例対

象日については、この限りでないこと。

三 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

3 再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、県教育委員会が埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定めるところにより、第一項第一号（ただし書を除く。）及び第二号又は前項第一号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第二号に定める基準によらないことができるものとする。

4 職務の特殊性その他の理由により、第一項第二号又は第二項第二号に定める勤務時間と異なる勤務時間を割り振ることで公務能率の向上が見込まれる場合の勤務時間の割振りについては、第一項第二号又は第二項第二号に定める基準によらないことができるものとする。

第二条の五 条例第四条第三項の学校職員の申告は、前条（第二条の二第一項各号に掲げる学校職員の申告にあつては、同条第二項及び前条）に定める基準に適合するものでなければならない。

2 教育委員会は、第二条の二第一項各号に掲げる学校職員による前項の規定による申告について、その事由を確認する必要があるときは、当該申告をした学校職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 教育委員会は、次の各号に掲げる第一項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振り、及び週休日を設けるものとする。

一 前条第一項に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると校務の正常な運営を妨げると認める場合には、別に県教育委員会の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

二 第二条の二第二項及び前条第二項に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して第二条の二第二項の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると校務の正常な運営を妨げると認める場合には、別に県教育委員会の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り及び週休日又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振り及び週休日を変更することができる。

一 学校職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻及び設けられた週休日又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の始業若しくは終業の時刻及び週休日について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定により勤務時間の割振りを行い、及び週休日を設け、又はこの項の規定により勤務時間の割振り及び週休日の変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による勤務時間の割振り及び週休日又はこの項の規定による変更の後の勤務時間の割振り及び週休日によると校務の正常な運営を妨げると認められる場合において、別に県教育委員会の定めるところにより変更するとき。

第二条の六 前条第三項第二号の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた学校職員は、第二条の二第一項各号に掲げる学校職員に該当しないこととなつた場合には、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

3 前条第三項第二号の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた学校職員が、単位期間の中途において第二条の二第一項各号に掲げる学校職員に該当しないこととなつた場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなつた直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

第二条の七 条例第四条第三項の県教育委員会規則で定める期間は、四週間（四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として県教育委員会が人事委員会と協議して定める場合にあつては、県教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とする。ただし、第二条の二第一項各号に掲げる学校職員に係る条例第四条第一項ただし書の規定に基づく週休日及び同条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、一週間、二週間、三週間又は四週間のうち学校職員が選択する期間とする。

第三条第一項中「（条例第二条第一号に掲げる学校職員については埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）を、同条第二号に掲げる学校職員については市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）」及び「（条例第四条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）」を削る。

第四条第一項中「埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）」を「県教育委員会規則」に、同条第二項中「第四条第二項」を「第四条第二項若しくは第三項」に改める。

第五条第一項中「週休日を設け」の下に「（次項に規定する場合を除く。）」を

加え、同条第二項中「教育委員会は、」の下に「条例第四条第一項ただし書の規定により週休日进行を設け（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員に係る場合に限る。）」、同条第三項の規定により勤務時間を割り振り、又は」を加える。

第六条の三第二項中「（条例第十条第一項に規定する学校職員の休日をいう。以下同じ。）」を削る。

第七条の二中「第三条」を「第二条の二及び第二条の四から第三条まで」に改める。

第八条第一号中「（条例第三条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」及び「（条例第三条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」を削る。

第十条第六項中「埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」を「人事委員会」に改める。

第十一条第三項第二号中「条件付」を「条件付」に改める。

第十四条第三項中「二の期間」を「三の期間」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。